

政治資金規正法の改正（第3弾）

企業・団体献金公開強化法案

○ 会社等の寄附に関する状況を明らかにするための措置

総務大臣は、毎年3月31日までに、「企業・団体」^(※1)が「政党関係政治団体」^(※2)に対してした寄附につき、一の政党ごとに、次の事項を公表するものとする。

- ① 上記寄附の総額
- ② 「政党関係政治団体」に対して年間合計1,000万円超の寄附をした「企業・団体」の寄附につき、
 - (i) 当該寄附をした「企業・団体」の名称及び当該寄附の年間合計額
 - (ii) 当該寄附を受けた一の「政党関係政治団体」ごとに、当該政党関係政治団体の名称及びその受けた寄附の金額

※1 会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を含む）

※2 政党(本部)のほか、政治資金団体、政党所属国会議員の国会議員関係政治団体

構成員の意思尊重法案

(1) 会費等の負担を伴う政治団体加入等の自由意思に関する留意

政治団体への加入・その継続に当たって、その構成員に係る会費等の債務の負担については、これが自由な意思に基づいて行われるように、十分に留意しなければならない旨の理念規定を設ける。

(2) 団体献金等に関する構成員の意思の尊重

法人その他の団体のする寄附・政治資金パーティー対価支払については、その構成員の意思が尊重されるように、必要な配慮がなされなければならない旨の理念規定を設ける。